

内閣府
財務省令第 号
財務省

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条の規定に基づき、及び同法を実施するため、口座管理機関に関する命令を次のように定める。

平成十四年十一月 日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法務大臣 森山 眞弓

財務大臣 塩川正十郎

口座管理機関に関する命令

（上位機関としての口座管理機関から除かれる者）

第一条 社債等の振替に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項（各号列記以外の部分に限る

。）及び第二項に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 法第四十四条第一項第十三号に掲げる者

二 法第四十四条第一項第十五号に掲げる者（同項の規定により口座を開設する者が同号に該当する者で

ある場合を除く。)

(口座管理機関となることができる者)

第二条 法第四十四条第一項第十四号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十八項に規定する証券金融会社
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十八項に規定する投資信託委託業者

三 保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社

四 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の九第五号に掲げる者

(振替口座簿の記載又は記録事項を証明する書面の交付請求)

第三条 加入者又は法第二百二十八条に規定する利害関係を有する者(次項において「利害関係者」という。

)は、同条の規定により口座管理機関に対し、書面の交付を請求するときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該口座管理機関に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 請求の目的

2 前項第一号の申請者が利害関係者である場合には、同項の申請書には、当該利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

附 則

この命令は、平成十五年一月六日から施行する。